

子育て短期支援事業(ショートステイ)のご案内

児童を養育している家庭の保護者の方が、突然起こる事由により、家庭で児童の養育が一時的に困難になった場合、近くに頼る人もいない、どうしようと困ったことはありませんか？
子育て支援課が、ご相談にのることができる事業をご紹介します。

○対象年齢

町内在住の18歳未満の児童または親子であって、当該児童の保護者が次のいずれかの状態に該当する場合

- ・ 疾病、育児疲れ、育児不安などの身体上又は精神上の事由
- ・ 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由
- ・ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校行事への参加などの社会的な事由など



○利用期間

原則7日間以内

○料金

区 分	対象者	利用料金
1. 生活保護法による被保護世帯(単給の世帯を含む)である場合	2歳未満の児童	0円
	2歳以上18歳未満の児童	
2. 母子家庭世帯、父子家庭世帯又は養育者家庭世帯であって、施設を利用する月の属する年度(当該月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の市町村民税非課税世帯である場合	親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親	450円
	2歳未満の児童	
	2歳以上18歳未満の児童	
1. 施設を利用する月の属する年度(当該月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の市町村民税非課税世帯である場合	2歳未満の児童	3,150円
	2歳以上18歳未満の児童	2,250円
	親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親	450円
2. 母子家庭世帯、父子家庭世帯又は養育者家庭世帯であって、施設を利用する月の属する年度(当該月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の市町村民税課税世帯である場合	2歳未満の児童	6,300円
	2歳以上18歳未満の児童	4,500円
	親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親	900円
上記以外の世帯	2歳未満の児童	6,300円
	2歳以上18歳未満の児童	4,500円
	親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親	900円

○お預かりする施設

- ・ 0 歳～2 歳未満の児童

衆善会乳児院

名古屋市中区新栄 3 丁目 33 番 11 号

- ・ 2 歳～18 歳未満の児童およびその保護者

児童養護施設あいさんテラス

津島市中一色町東郷 166 番地

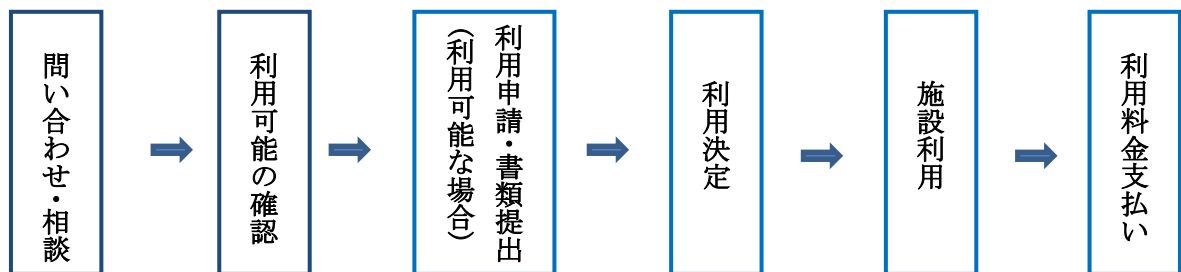
- ・ 0 歳～18 歳未満の児童およびその保護者

ファミリーホーム ケチャップハウス

大治町大字東條字砂島 16 番地の 1



○利用までの流れ



(注意) 1. 施設への送迎は保護者でお願いします。

2. 施設への定員や児童の健康状態により受け入れ困難な場合があります。

利用しようと思ったら

大治町役場内 子育て支援課に連絡ください。

☎052-444-2711